

事 務 連 絡
令和3年12月9日

各都道府県介護保険主管部（局）
各市区町村介護保険主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

介護保険料等の還付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの
利用について

介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の円滑な運営につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り御礼申し上げます。

令和3年度地方分権改革に関する提案募集において、保険料の還付に際して、住民基本台帳ネットワークシステムにより、被保険者の住所変更や生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けることが提案されたところです。

これを受け、介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療における当該事務の取扱いについて、総務省自治行政局住民制度課と協議の上、下記のとおり周知いたしますので、各自治体におかれましてはご了知いただきますようお願いいたします。

記

市町村長（特別区長を含む。）が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することのできる事務については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表第2及び別表第4に規定されており、介護保険の事務については別表第2の5の24の項及び別表第4の4の24の項、国民健康保険の事務については別表第2の5の25の項及び別表第4の25の項、後期高齢者医療の事務については別表第2の5の26の項及び別表第4の26の項において、それぞれ規定されているところです。

介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料（以下「介護保険料

等」という。)の還付事務については、上記の各項で規定されている「保険料の徴収に関する事務」に含まれるものであることから、各市町村(特別区を含む。)において、介護保険料等の還付事務を行うに当たって、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することに特段の問題はありません。